

平成 25 年 9 月 19 日

各 位

会社名：株式会社アルチザネットワークス
代表者名：代表取締役社長 床次 隆志
（コード番号：6778 東証マザーズ）
問い合わせ先：常務取締役管理本部長 清水 政人
（連絡先：042-529-3494）

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的
全国証券取引所が平成 19 年 11 月 27 日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社普通株式 1 株を 100 株に分割するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用するものであります。
また、これにあわせて定款の一部を変更いたします。
なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。
- 株式分割の概要
 - 分割の方法
平成 26 年 1 月 31 日（金曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。
 - 分割により増加する株式数
平成 26 年 1 月 31 日（金曜日）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

株式分割前の発行済株式総数	95,620 株
今回の分割により増加する株式数	9,466,380 株
株式分割後の発行済株式総数	9,562,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	38,000,000 株
 - 分割の日程

基準日の公告日	平成 26 年 1 月 16 日（木曜日）
基準日	平成 26 年 1 月 31 日（金曜日）
効力発生日	平成 26 年 2 月 1 日（土曜日）
- 単元株制度の概要
 - 新設する単元株式の数
単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。
 - 新設の日程
効力発生日 平成 26 年 2 月 1 日（土曜日）
（注）平成 26 年 1 月 29 日（水曜日）をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は、1 株から 100 株に変更されます。
- 定款の一部変更
 - 定款変更の理由
上記の株式分割及び単元株制度採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 26 年 2 月 1 日（土曜日）をもって当社定款の一部を変更いたします（①②）。
また、これに伴い、平成 25 年 10 月 29 日（火曜日）開催予定の第 23 期定時株主総会に当社定款の一部変更を付議いたします（③④）。

- ①当社の発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条（単元株式数）を新設いたします。
- ③単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第8条（単元未満株式についての権利）を新設いたします。
- ④その他、上記変更に伴う条数の繰下げ及び附則の新設を行います。
- (2) 定款変更の内容
変更の内容は、以下の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>380,000株</u> とする。 (新 設) (新 設)	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>38,000,000株</u> とする。 <u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 <u>(単元未満株式についての権利)</u> 第8条 当社の単元未満株式を有する株主 は、その有する単元未満株式について、 <u>次に掲げる権利以外の権利を行使する ことができない。</u> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げ る権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定に よる請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集 株式の割当ておよび募集新株予約 権の割当てを受ける権利</u>
第7条～第41条 (条文省略) (新 設)	第9条～第43条 (現行どおり) 附則 第1条 <u>第6条の変更、第7条および第8条 の新設ならびにそれに伴う条数の変 更の効力発生日は、平成26年2月1 日とする。</u> 第2条 <u>前条および本条は、前条の効力発生 日をもって削除する。</u>

(3) 定款変更の日程

取締役会による決議日	平成25年 9月19日 (木曜日)
株主総会による決議予定日	平成25年10月29日 (火曜日)
定款変更の効力発生日	平成26年 2月 1日 (土曜日)

以 上